

北海道産ホタテガイの国内消費拡大に向けた緊急措置 について【政策提言】

中国が8月24日に発表したALPS処理水関連の輸入規制強化により日本産水産物を全面禁輸したことを受け、国は「国内消費拡大・生産持続対策」「風評影響に対する内外での対応」「輸出先の転換対策」「国内加工体制の強化対策」「迅速かつ丁寧な賠償」の5本柱からなる「水産業を守る」政策支援パッケージを取りまとめ、早急に実行に移すとともに、必要に応じて機動的に予算の確保を行い、全国の水産業支援に万全を期すとしたところであります。

特に、北海道産ホタテガイは中国・香港市場向け輸出量が国内生産量に占める割合が高く、これら市場への輸出依存からの脱却を図るため、道や市町村が連携し、ホタテガイの殻むき機導入支援など国の政策パッケージを活用しながら、国内加工体制の強化を図り、道内経済への影響を緩和していくことが期待されます。

こうした状況に鑑み、これら対策をより実効性の高いものとし、また、道内自治体が連携の下、知事を中心としたオール北海道の取組みとするべく、以下のとおり「ふるさと納税指定制度の運用（共通返礼品制度）」を活用した国民運動の展開について、政策提言をいたします。

記

1 政策提言

「ふるさと納税指定制度（平成31年総務省告示第179号）」第5条第8号ロ又は同号ハに規定する「共通返礼品制度」を活用した北海道産ホタテガイの国内消費拡大のための国民運動の展開

2 提言にある共通返礼品の枠組み

- (1) 取扱品目 北海道産ホタテガイ（未加工の両貝に限る。）
- (2) 取扱範囲 北海道及び道内市町村の共通の返礼品
- (3) 取扱期間 指定日から令和6年3月末まで
- (4) その他 即効性に鑑み、関係市町村と調整の上、平成31年総務省告示第179号第5条第8号ハの規定による運用が望ましいこと

北海道知事 鈴木直道様

令和5年9月8日

根室市長 石垣雅敏



<参考資料①／総務省告示第179号(抜粋)>

(地方税法第三十七条の二第二項第三号及び第三百十四条の七第二項第三号の総務大臣が定める基準)

第五条 法第三十七条の二第二項第三号及び第三百十四条の七第二項第三号に規定する総務大臣が定める基準は、地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの(当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。)であることとする。

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限ることとする。
- 四 返礼品等を提供する市町村又は特別区(以下この号及び第八号において「市区町村」という。)の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附随するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
 - 七の二 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
- 八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
 - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
 - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
 - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

<参考資料②／共通返礼品イメージ>

【北海道産ホタテ緊急支援】 \ おいしく食べて日本の漁業を応援しよう /
国内消費拡大に向けた国民運動の展開 (ふるさと納税制度の活用案)

